

丸亀城 キャッスルエクスペリエンス約款

(趣旨及び適用範囲)

- 第1条 この約款は、丸亀城延寿閣別館城泊施設条例第1条に規定する丸亀城延寿閣別館（以下「当施設」という。）の円滑な運営を図るため、同条例施行規則第2条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとします。
- 2 当施設が当施設に宿泊しようとする者（以下「宿泊客」という。）との間で締結する契約（以下「宿泊契約」という。）及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 3 当施設が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

- 第2条 当施設に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当施設に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金(原則として別表第1による。)
 - (4) その他当施設が必要と認める事項

(契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、約款への同意を示す署名の提出と、宿泊料金等の10%の額（以下「申込金」という。）のお支払いが当施設に対して仮契約期間内に実施された場合に成立するものとします。ただし、当施設が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 予約希望日程は予約サイトもしくは電話での申し込みをもって（予約サイトの場合は、当施設からの受信の確認の返信をもって）仮契約とします。仮契約は、最大1週間、一時的に希望の日程を確保できるものです。宿泊者は、仮契約期間内に前項の契約手続きを行い、正式な契約の締結となります。また、仮契約期間内に手続きを完了できない場合は、あらゆる事由に関わらず当施設の判断にて仮契約の失効又は解除することができるものとします。
- 3 申込金は、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第21条の規定を適用する事態が生じたときは、第6条第2項に規定するキャンセル料に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第14条の規定による料金の支払いの際に返還します。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 当施設は、前条第1項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当施設が前条第1項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(契約締結の拒否)

第5条 当施設は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により施設の余裕がないとき。
- (3) 体験しようとする者が、体験に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 体験しようとする者が、次のイからハマまでに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 体験しようとする者が、他者に対し著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 体験しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 体験に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により体験させることができないとき。
- (9) 香川県又は丸亀市(以下「県市」という。)の条例違反に該当すると認められるとき、またそのおそれがあるとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当施設に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当施設は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第1項の規定により当施設が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、キャンセル料を申し受けます。ただし、当施設が第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときのキャンセル料支払義務について、当施設が宿泊客に告知したときに限ります。

3 当施設は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の17時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客によ

り解除されたものとみなし処理する(以下「不泊」という。)ことがあります。

(当施設の契約解除権)

第7条 当施設は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハまでに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他者に対し著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 体験に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により体験させることができないとき。
- (7) 県市の条例違反に該当すると認められるとき。
- (8) 客室や各種体験中の喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当施設が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

(城泊の基本方針)

第8条 丸亀城 キャッスルエクスペリエンスは貴重な文化財や文化体験を活用した特別な体験付きの宿泊となります。丸亀藩藩主京極家が築いた歴史的建造物や文化を中心とした丸亀の魅力をお楽しみいただける様々なプログラムをご用意させていただき、滞在期間中は様々な丸亀に関わる体験を提供させていただきます。

(宿泊の登録)

第9条 宿泊客は、宿泊日当日、当施設にて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当施設が必要と認める事項
- 2 宿泊客が第14条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨(銀行振込)に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室等の使用時間)

第 10 条 当施設の客室（丸亀城延寿閣別館）を使用できる時間は、宿泊日の 15：00 から翌日 12：00 までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当施設は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過 3 時間までは、室料金として 203,500 円（消費税込）

(2) 超過 6 時間までは、室料金として 368,500 円（消費税込）

(3) 超過 6 時間以上は、宿泊料金の全額

3 主な特別施設の専有可能時間は、通常営業時間外の以下の時間帯ですが、プログラムにより利用時間は前後いたします。

<特別施設の専有可能時間>

(1) 丸亀城大手一の門 宿泊日の 15：00～17：00

(2) 丸亀城天守 宿泊日の 17：30～21：00

(3) 中津万象園（母屋、観潮楼、松帆亭） 出発日の 7：00～正午

4 前項の時間は、体験の進行の理由などで、臨時に変更することがあります。

（利用規則の遵守）

第 11 条 宿泊客は、当施設内においては、当施設が定めている約款及び施設内に掲示した利用規則に従っていただきます。

（コンシェルジュサービスの提供）

第 12 条 滞在中の滞在スケジュール及び体験プログラムは、ゲスト-コンシェルジュ間の打ち合わせにより確定致します。

2 当日は、特別な体験価値の向上、滞在時快適にお過ごしいただくために、コンシェルジュがアテンドさせていただきます。

3 客室での滞在などの際に御用がございましたら、チェックイン時にお知らせいたします 24 時間通話可能なコンシェルジュ専用ダイヤルにご連絡ください。速やかに対応させていただきます。

（滞在中の体験プログラム）

第 13 条 第 12 条のとおり、城泊期間中の滞在スケジュール及び体験プログラムはコンシェルジュとの打ち合わせにより、原則宿泊日 21 日前までに内容を確定いたします。事前の手配・調整等が必要な体験については、施行日が迫ってからの急な変更は承ることができない場合がございます。

2 天候などやむを得ない事由により、前項の内容が変更となる場合は、コンシェルジュより代替のご提案をさせていただきます。また、天候によるプログラム変更の有無は、予報等を踏ま

えて、当施設により判断を下すものとします。

- 3 滞在スケジュール及び体験プログラムの確定後に、お客様事由により、やむを得ず内容変更となる場合は、それに伴う宿泊体験料金の減額の一切の対象とならないことをご了承ください。

(料金の支払い)

第 14 条 宿泊者が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。また、別表第 3 に掲げるスケジュールに基づき、宿泊日の 21 日前までに支払いが完了しているものとします。

- 2 前項の宿泊体験料金等の支払いは、通貨（銀行振込）又は当施設が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当施設が請求した時に行っていただきます。
- 3 当施設の宿泊客が体験可能な状況にて、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当施設の責任)

第 15 条 当施設は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当施設の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

- 2 当施設は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室や体験の提供ができないときの取扱い)

第 16 条 当施設は、宿泊客に契約した客室及び体験を提供できないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室及び体験が提供できないことについて、当施設の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 17 条 宿泊客がコンシェルジュにお預けになった物品若しくは貴重品又は現金について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当施設は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当施設がその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当施設は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

- 2 宿泊客が、当施設内にお持込みになった物品若しくは貴重品又は現金であってコンシェルジュにお預けにならなかったものについて、当施設の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当施設は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当施設に故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当施設はその損害を賠償します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第 18 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当施設に到着した場合は、その到着前に当施設が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当施設に置き忘れられている場合において、その所有者が判明したときは、当施設は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当施設の責任は、第 1 項の場合にあっては第 17 条第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第 19 条 宿泊客が当施設のご案内する駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当施設は場所をご紹介するものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当施設の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 20 条 宿泊客の故意又は過失により当施設が損害を被ったときは、当該宿泊客は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

(客室への入室について)

第 21 条 当施設では、次に掲げる場合において、宿泊契約締結後でも宿泊者の許可なく客室へ入室する場合がございます。

- (1) 清掃、インルームダイニング等の当施設のサービスを提供するとき。
- (2) 利用規則に反する行為又はその懸念が確認されたとき。
- (3) 警察・消防の指導に従い、入室が必要と判断されたとき。

(個人情報について)

第 22 条 頂戴いたしましたお客様の情報は宿泊体験業務を履行するために当施設においてのみ使用させていただきます。お客様の許可なく第三者に提供または開示することは一切ございません。ただし、警察・消防、各行政機関からの指導の場合はこの限りではありません。

(城泊の禁止事項)

第 23 条 滞在施設は、大変重要な文化財が多くあります。文化財保全の観点からも下記につき

ましては遵守いただきますようお願いいたします。

- ・火気、危険物の持ち込み及び使用
- ・客室や体験場所での喫煙
- ・建物、備品などの汚損破損
- ・施設内での泥酔、暴力行為
- ・場内設備、備品等の持ち帰り

なお、持ち込み禁止に該当するものを所持している場合は、必ずお申し出ください。滞在期間中はコンシェルジュがお預かり致します。

(城泊の注意事項)

第24条 歴史的な建物は、現代の一般的な居住スペースなどとは異なる急な階段や段差、その他設備などが多くございます。十分に注意の上ご利用ください。

別表第1 宿泊料金等の内訳

項目		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1,265,000円(2名・税込)の基本料金
	人数追加料金	132,000円(1名追加・税込)
	追加料金	追加飲食等(基本体験料金に含まれるものを除く)

備考 定員は、2名～4名です。また、料金が発生する子供は1名とします。

人数追加の際の子供料金は以下のとおりです。年齢と食事・布団により料金が決まります。

中学生以上は、大人料金となります。

	食事	布団	料金
小学生(6歳～12歳)	お子様コース(大)	有	66,000円(税込)
未就学児(4歳～5歳)	お子様コース(小)	希望による	44,000円(税込)
乳幼児(3歳以下)	無	無	無料

別表第2 キャンセル料

契約解除の通知を受けた日	キャンセル料規定
契約成立～91日前	10%
90日前～61日前	30%
60日前～31日前	50%
30日前～22日前	80%
21日前～当日・不泊	100%

不泊の扱いにつきましては、第6条第3項事項の規定に従い取り扱うものとします。

人数減の場合の人数変更料

人数変更の意思表示を受けた日	人数変更料規定
契約成立～31 日前	無料
30 日前～22 日前	50%
21 日前～当日	100%

日程変更料 2 回までに限り日程変更が可能です。

ただし、日程により下記日程変更料が発生いたします。

日程変更の意思表示を受けた日	日程変更料規定
契約成立～31 日前	無料
30 日前～22 日前	20%
21 日前～当日	100%

別表第 3 料金の支払い時期

料金支払い時期	支払い金額
仮契約から 1 週間以内	10% (申込金)
当日の 21 日前まで	申込金を充当した全額
出発日	追加金

同意書

丸亀城 キャッスルエクスペリエンス約款第1条第2項に規定する宿泊契約の締結にあたり、同約款の内容に同意し、遵守いたします。

署名日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

宿泊日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

出発日

_____ 年 _____ 月 _____ 日

宿泊代表者署名

住 所 _____

氏 名 _____